

## 鹿沼市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱

### (目 的)

第1条 障害者自立支援法第77条第1項第4号及び国の定める地域生活支援事業実施要綱の趣旨に沿い、障害者への通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供し、以って障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、鹿沼市とする。

### (事業運営)

第3条 鹿沼市は、平成18年9月末日現在において国・県の補助金又は、支援費により事業運営をしていた法人格を有する事業所に事業を委託できるものとする。

2 平成18年10月以降の新規開業の事業所への委託要件は、栃木県への指定事業所としての届け出がなされている事業所とする。

### (事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 「基礎的事業」(創作的活動、生産活動及び社会交流促進等の機会の提供など)を始めとし、精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するほか、併せて相談支援事業も行う「地域活動支援センターⅠ型事業」(以下Ⅰ型という。)
- (2) 「基礎的事業」(創作的活動、生産活動及び社会交流促進等の機会の提供など)を始めとし、雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練・社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する「地域活動支援センターⅡ型事業」(以下Ⅱ型という。)
- (3) 「基礎的事業」(創作的活動、生産活動及び社会交流促進等の機会の提供など)を始めとし、地域の障害者の援護対策として障害者団体等が実施する通所による援護事業(以下「小規模作業所」という。)で、実績が概ね5年以上で安定的な運営が図られている事業「地域活動支援センターⅢ型事業」(以下Ⅲ型という。)を実施する市内の小規模作業所への施設委託事業及び市外の小規模作業所に通所する際の個人給付事業。

### (実施体制)

第5条 委託先の事業所は、国の給付制度の対象となり得る事業が受託可能な場合は、給付対象事業所の届け出を積極的に行わなければならない。

2 事業実施にあたり、対象となる利用者は、Ⅰ型・Ⅲ型においては、障害者手帳あるいは、医師の意見書等を所持している者とし、Ⅱ型にあつては、障害者手帳を所持する者とする。

3 事業所は、利用者との間に各事業の利用に関する契約を締結しなければならない。

### (事業報告)

第6条 事業を受託した事業所は、年1回決算終了後、事業報告並びに収支決算報告を鹿沼市に提出しなければならない。但し、「地域活動支援センターⅡ型事業」及び「Ⅲ型の個人給付事業」においてはこの限りでない。

2 年度途中にあっても、委託者より事業内容の問い合わせについて受託者は応じるものとする。

(施設設備基準)

第7条 本事業の実施にあたり、施設設備基準は下記のとおりとする。

(1) I型事業にあつては、「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年省令第87号)」第39条の定めるところとする。

(2) II型事業にあつては、「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成14年省令第78号)」第48条、「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成14年省令第80号)」第48条、同基準第67条の定めるところとする。

(3) III型事業にあつては、それまでの小規模作業所としての施設・設備を継承するほか、利用環境の整備に努めなければならない。

(職員配置)

第8条 本事業の実施にあたり、職員の配置基準は下記のとおりとする。

(1) I型事業は、3名以上を配置し、うち2名以上を常勤とする。

(2) II型事業は、3名以上を配置し、うち1名以上を常勤とする。

(3) III型事業は、2名以上を配置し、うち1名以上を常勤とする。

(利用人員)

第9条 地域活動支援センターの利用人員は概ね次のとおりとする。

(1) I型事業は、1日当たり20名以上

(2) II型事業は、1日当たり15名以上

(3) III型事業は、1日当たり10名以上

(研修)

第10条 事業の実施に当たる職員は、機会あるごとに行政機関等の実施する研修会に出席し、業務実施の上での最新の情報及び技術の習得に努める。

(秘密の保持)

第11条 事業の実施にあたって職務上知り得た利用者及び家族等に関する秘密保持は堅く守らなければならない。

(受給資格者証等の交付)

第12条 鹿沼市は、II型の個人給付事業の実施にあたり、あらかじめ利用予定者からの申請を受け、障害者自立支援法に準じる方法・計算により受給資格者証等を交付しなければならない。

(委託料の請求)

第13条 受託事業者は鹿沼市との委託契約内容により、経費の請求をするものとする。

(緊急時の対応)

第14条 事業者は、事故等緊急事態の支援体制及び連絡体制を確保し、委託者に対して

も速やかに報告を行う。

(補 則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は平成18年10月 1日から施行する。

この要綱は平成23年 4月 1日から施行する。

この要綱は平成23年10月 1日から施行する。

この要綱は平成26年 4月 1日から施行する。